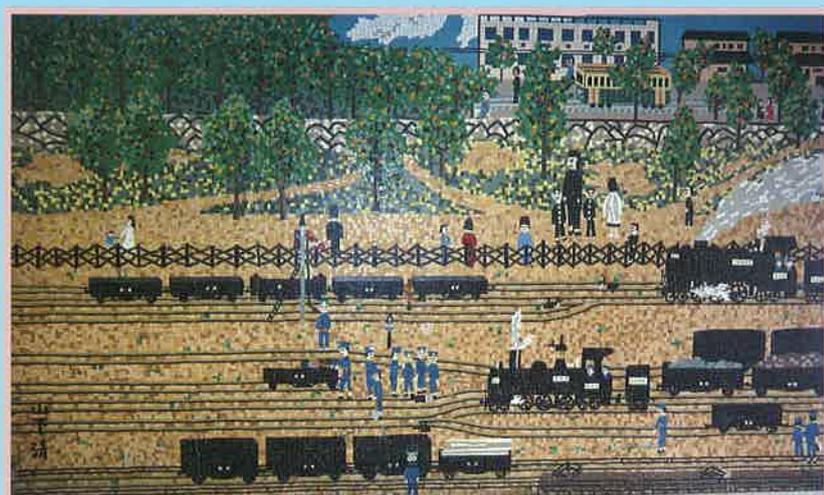


児童相談所のしおり

—2012年（平成24年）版—



[児童相談センター玄関]



[児童相談センター外壁]

児童相談所とは……

児童相談所は、児童福祉法にもとづいて設置され、18歳未満の子供に関する相談であれば、本人・家族・学校の先生・地域の方々など、どなたからでもお受けします。

児童相談所は、子供の健やかな成長を願って、ともに考え、問題を解決していく専門の相談機関です。

専門のスタッフがいます

児童福祉司（ソーシャルワーカー）、児童心理司、医師などの専門スタッフが相談・サービスにあたります。

このような相談に応じています

養護相談

保護者の病気、死亡、家出、離婚などの事情で、子供が家庭で生活できなくなったとき。虐待など、子供の人権にかかわる問題があるとき。



知的・身体障害相談

知的発達の遅れ、肢体不自由、ことばの遅れ、虚弱、自閉傾向などがあるとき。



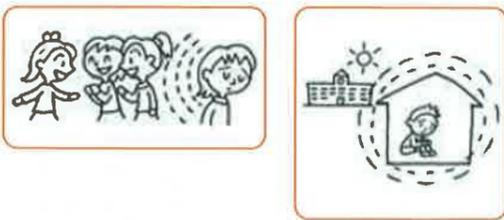
非行相談

家出、盗み、乱暴、薬物の習慣などがあるとき。



育成相談

わがまま、落ち着きがない、友達ができない、いじめられる、学校に行きたがらない、チック等の習癖、夜尿などで心配なとき。



里親に対する相談

里親として家庭で子供を育てたいとき。



(詳しくは8ページ参照)

相談の方法

- 住所地を担当する児童相談所で相談をお受けしています。(しおり裏面参照)
- 相談時間
月曜日～金曜日 午前9:00～午後5:00
なお、来所される前に、あらかじめ予約をしていただくことも可能です。
- 虐待等、緊急性のある相談には、夜間、土・日曜日、祝日（年末年始を含む）も児童相談センターで対応しています。
- 相談内容は、すべて秘密を守ります。
- 相談は無料です。

つぎのような援助があります

- (1) 助言
受け付けた相談に対して、助言を行います。
また、他機関の援助が必要な場合、医療、援助、訓練などを受けることができる専門機関をご紹介します。
- (2) 継続的な援助
必要に応じて、継続的に一定期間、専門職員による援助を行います。
援助の中で、遊びを通じた治療プログラムやカウンセリングなどを、個別またはグループで行うことがあります。
- (3) 一時保護
緊急に保護を必要とする場合、保護による行動観察や生活指導が必要な場合、または短期入所指導を行う必要がある場合に一時保護を行います。
一時保護には、一時保護所への入所と、施設等への一時保護委託があります。
一時保護委託は、子供の疾病や障害などの状況により、施設などでの保護が適当な場合等に行います。
- (4) 里親制度
いろいろな事情により家庭で生活することができない子供を里親家庭に迎え、家族の一員として一緒に生活し、養育しています。

養育家庭	養子縁組を目的としないで、一定期間子供を養育する制度。 なお、身近な地域での短期間の養育ニーズにこたえる養育家庭(短期条件付)やレスパイト・ケア事業だけを行う養育家庭(レスパイト限定)も募集しています。
専門養育家庭	専門的ケアを必要とする子供を専門性を備えた養育家庭のもとで一定期間養育する制度。
親族里親	両親等が死亡等により養育ができないなどの一定の要件を満たす子供を、扶養義務者及びその配偶者である親族が養育する制度。
養子縁組里親	養子縁組を目的として、子供を養育する制度。

子供を養育している里親さんが休養をとりたいときなどには、一時的に子供を預けることができるレスパイト・ケア事業を利用できます。

子供の養育に対しては、養育費等の一定の経費をお支払いいたします。

- (5) 施設への入所
いろいろな事情により家庭で生活することができない子供を一定の期間、乳児院、児童養護施設、児童自立支援施設、知的障害児施設、肢体不自由児施設などの児童福祉施設で預かります。
- (6) 児童自立サポート事業
児童自立支援施設を退所して、地域で自立に向けた第一歩を踏み出す子供とその家庭を、児童相談所と民生・児童委員、主任児童委員がチームを組んで協力しながら、見守り支える事業です。この事業は保護者と子供の同意を得てからスタートします。
- (7) メンタルフレンドの派遣
お兄さん、お姉さんの世代にあたるボランティア（メンタルフレンド）を、家に閉じこもりがちな子供の通所する児童相談所や家庭に派遣し、ふれあいの中でその子供の社会性や自立性を高めていくお手伝いをします。
- (8) 愛の手帳の交付
知的障害の子供への援助を図るため、東京都では「愛の手帳」（国は療育手帳）を交付しています。愛の手帳の交付申請は、児童相談所で受け付けています。
なお、障害の程度に応じて各種の援助施策があります。
※特別児童扶養手当などの給付 ※税金の減額あるいは免除
※医療費の一部助成 ※鉄道、バス、航空運賃等の割引 その他

児童相談センターでは

児童相談センターは、地域児童相談所としての役割の他に、中央児童相談所としての機能をもっており、地域児童相談所に対する連絡調整、技術的援助、情報提供、措置の調整など必要な援助を行っています。その他、東京都全域を対象としている治療指導事業、電話相談事業などの各種事業や児童相談関係機関との連携の場の設置など、センター固有の事業を展開しています。

○治療指導事業

児童相談センター治療指導課では、家庭、学校、施設において様々な不適応行動を示す子供に対して、多領域の専門スタッフが通所や宿泊による援助を行っています。

治療指導課（愛称）子供のサポートステーションばお

対象

- 情緒的な問題を抱えた子供（例えば、不登校、家庭内暴力、乱暴、虐待による心の傷、多動、低年齢の非行など）
- 情緒的な問題を抱えた子供の保護者及び子供の入所している施設職員等の関係者

援助方法

- 通所や宿泊による生活指導及び学習指導の他、医療ケアや心理療法、造形・音楽・スポーツ・レクリエーションなどの集団療法を組み合わせ、総合的な治療援助を行います。

利用期間

- 利用期間などは、子供、保護者、担当職員とで話し合って決めます。
- 養護施設等に入所している子供のアセスメントのための宿泊は2週間程度を目安としています。

利用手続き

- お住まいの区市町村を担当する児童相談所にご相談ください。

○関係機関支援事業

虐待を受けた子供をはじめ、様々な情緒・行動上の問題を抱える子供の入所が増えている児童養護施設、乳児院、児童自立支援施設や自立援助ホームなどを支援するため、心理職員や精神科医師が講義、演習、ケース検討、医療相談などを行っています。

また、区市町村の子供家庭支援センターの職員に向けても、子供や家族の支援に役立つ研修を行っています。

○電話相談事業

相談には専任相談員が対応しています。また匿名で受け付けておりますので、気軽にご相談ください。特に子育てをしているお母さんから多くの相談があります。

4152（よいこに）電話相談

TEL 03 (3202) 4152（平成25年2月に番号変更予定）

☆相談内容：子供に関するさまざまな相談

（子育てに関する親からの悩み、子供本人からの悩み等）

☆相談受付：月～金曜日 午前9時～午後8時30分

土・日・祝日 午前9時～午後5時（12月29日～1月3日を除く）

聴覚言語障害者専用 FAX 03 (3208) 1162（平成25年2月に番号変更予定）

○児童館支援事業

平成24年4月から児童会館の地域児童館支援事業等の一部機能が児童相談センターに移転しました。児童館等連絡協議会を設置し、児童館等ネットワークの形成、職員研修、ブロック研修、児童館交歓フェア、工作等の遊びの収集提供、児童館支援専門員による児童館出前講座、児童館活動研修会などの支援を行っています。

児童虐待対策事業

(1) 虐待対策班の設置

- ① 平成12年に設置された児童相談センター虐待対策課を発展的に解消し、そのノウハウをもとに、平成15年より各児童相談所に児童福祉司、児童虐待対応協力員等からなる虐待対策班を設置しています。これは、各児童相談所において、迅速で的確な虐待対応が行えるよう体制の強化を図ったものです。平成15年より実施
- ② 都道府県警察の生活安全部門で勤務経験のある者を虐待対応強化専門員として各児童相談所に配置し、虐待対応力のさらなる強化を図っています。平成24年より実施

(2) 通年開所

児童虐待に迅速に対応するため、緊急ケースに土・日曜日、祝日（年末年始を含む）にも対応する相談窓口を設置し、365日切れ目のない緊急相談体制を確保しています。平成16年より実施

(3) 民間相談機関との連携の強化

複雑な児童虐待について民間相談機関と連携して対応するため、社会福祉法人「子どもの虐待防止センター」と平成12年に協定を締結しました。また、児童相談所が保護を必要と認めた個別具体的なケースの一時保護を社会福祉法人「カリヨン子どもセンター」に依頼するために、平成16年に協定を締結しました。

協定では、個別の相談事例への援助についての相互の情報交換とその守秘義務について定めています。

(4) 児童虐待カウンセリング強化事業の実施

虐待防止、親子関係の改善、家族の再統合を図ることを目的として、精神科医等の医師を登録し、カウンセリング等を実施しています。平成13年より実施

(5) 家庭復帰促進事業

児童虐待などにより施設等に入所した子供について、家庭環境の改善、家庭復帰に向けての取組みを行い、施設等入所児童の早期家庭復帰の促進を図ります。平成15年より実施

(6) 一時保護所への心理職員の配置

一時保護された子供の行動観察や心のケアを行うために、各一時保護所に心理職員を配置しています。平成13年より実施

(7) 家族再統合のための援助事業

虐待を受けて児童養護施設に入所している子供や養育家庭に委託されている子供とその保護者に、家族合同でのグループ心理療法や、親のグループカウンセリング、家族カウンセリングなどさまざまな援助を行っています。平成14年より実施

(8) 医療連携専門員の設置

虐待対応において、保健、医療面に関する相談、指導の充実や、関係機関との連携強化のために、保健師免許を有する者を医療連携専門員として配置しています。平成24年より実施

地域・関係機関との連携

○ 要保護児童対策地域協議会

虐待を受けた子供、非行の子供などをはじめとする要保護児童の適切な保護のための情報交換や支援内容に関する協議を行うために、東京都や区市町村が設置する「要保護児童対策地域協議会」の構成員として、関係機関等との連携・協力を行っています。

○ 地区連絡協議会

この協議会は、児童委員・主任児童委員、学校、子供家庭支援センター、児童相談所が中心となり、関係機関の参加を得て、地域の児童問題について情報交換及び協議等を行うことを目的としています。協議会は、原則として区市町村ごとに設置されています。

○ 地域支援体制の強化

児童相談所における地域支援体制を強化し、区市町村の相談対応力向上のための支援をきめ細かく行うため、各児童相談所のブロック（チーム）チーフは、区市町村（子供家庭支援センター等）との窓口役となり、管内の要保護児童、要支援家庭等の情報を一元的に把握し、子供家庭支援センターをはじめ区市町村関係機関への支援を行います。また、地域に根ざした養育家庭の開拓委託や社会的養護の場で生活する児童の家庭復帰支援についても、それぞれ担当者を配置して取り組んでいます。

一時保護

つぎのような場合、必要性を判断し、一時保護を行います。

○緊急保護

- ・ 迷子、置きりなど保護者が不明なとき。
- ・ 保護者の死亡、病気、逮捕、家出、離婚などにより、子供が家庭で生活することが困難な状況が生じたとき。
- ・ 保護者による虐待、乱暴など養育環境が子供にとって不適切であるとき。

○行動観察

- ・ 非行、家庭内暴力、不登校などの子供を一時的に保護して、十分な行動観察と行動診断を行い、問題解決の方法を検討する必要があるとき。

○短期入所指導

- ・ 短期間の心理療法、生活指導等が有効と判断され、他の方法による支援が困難なとき。

一時保護所の生活

- おおむね2歳から18歳未満の子供が対象となります。
- 幼児（未就学児）と学齢児（小学生以上）に分かれ、日課により生活します。
- 年齢や成長に応じた生活習慣が身につくよう生活指導を行います。
- 学齢児には、学習指導職員などにより子供の学力に応じた学習指導を行い、学習の習慣と意欲の向上に努めています。また、場合により在籍校への通学ができるよう努めています。
- 食事は、栄養のバランスはもちろん、子供の嗜好に配慮して楽しい食事ができるよう努めています。
- 誕生会、外出行事、スポーツ大会、季節の催しを行っています。
- 必要に応じて、医学診断や心理診断を行います。
（一時保護所は都内に6カ所あります）

里親制度

さまざまな理由により家庭で生活することができない子供のために、里親制度を推進しています。子供が家庭的な環境の下で温かい愛情に包まれながら健やかに成長していけるよう、次の機関が相互に連携しています。

児童相談所

里親希望者からの相談・申請受付、家庭訪問調査、子供の委託、委託後の里親への支援、さらに里親同士の交流などを行います。

養育家庭の相談を担当する児童福祉司と養育家庭専門員が中心となって、地域における養育家庭制度の推進に努めています。

福祉保健局少子社会対策部育成支援課里親係

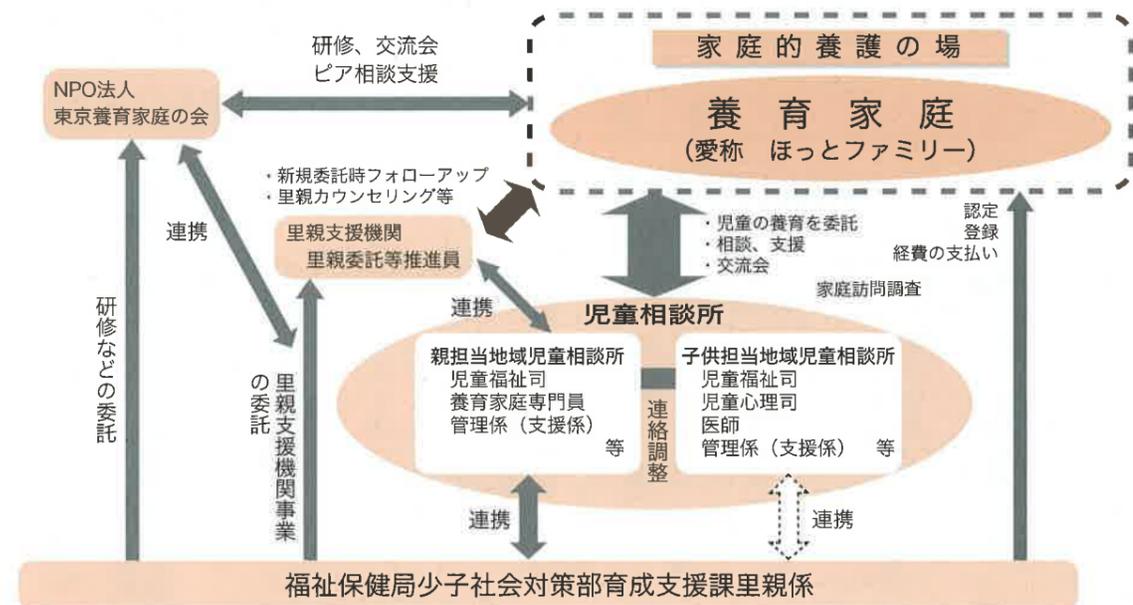
里親制度推進のための総合調整・普及啓発、里親開拓に関する企画立案、里親の認定及び登録、里親に対する経費の支出などを行います。また、平成24年度からは旧児童相談センター里親担当と組織統合し、新規家庭調査、養育家庭・専門養育家庭と子供との組合せ・交流に関する調整、里親制度の運用についても一体的・効果的に行っています。

NPO法人 東京養育家庭の会

東京都の養育家庭とその関係者で運営するNPO法人です。東京都では、里親に対する研修や養育家庭の交流会及び養育家庭の身近な悩みに対してアドバイスを行うなどの事業を東京養育家庭の会に委託し、養育家庭制度のより効果的な事業展開を図っています。

里親支援機関事業

東京都では、民間団体のもつノウハウを活かして、里親制度の普及促進や里親への委託を一層推進するため、乳児院やNPO法人等に事業委託し、里親委託等推進委員会の設置、各児童相談所への里親委託等推進員の配置、養育体験の実施、新規委託時フォローアップ等を行っています。（平成21年度からモデル実施・平成24年度から本格実施）



子供の権利擁護専門相談事業

子供たちからの幅広い相談をフリーダイヤルの電話（愛称「話してみなよ」東京子供ネット）で受け、深刻な権利侵害事例については、子供の権利擁護専門員が事実関係の調査や関係機関との調整などの活動を行います。

また、24時間、子供たちが自由にメッセージを吹き込むことができるメッセージダイヤルを設置しています。吹き込まれたメッセージを電話で聴くこともできます。

○東京子供ネット電話相談（フリーダイヤル）

はなして みなよ
0120-874-374 ※携帯電話からも掛けられます。

☆相談受付：月～金曜日 午前9時～午後8時30分

☆相談受付：土・日・祝日 午前9時～午後5時（12月29日～1月3日を除く）

☆相談内容：いじめ、体罰など子供の権利侵害について、誰でも相談できます。友だちのこともかまいません。名前は言わなくても大丈夫です。秘密は守ります。

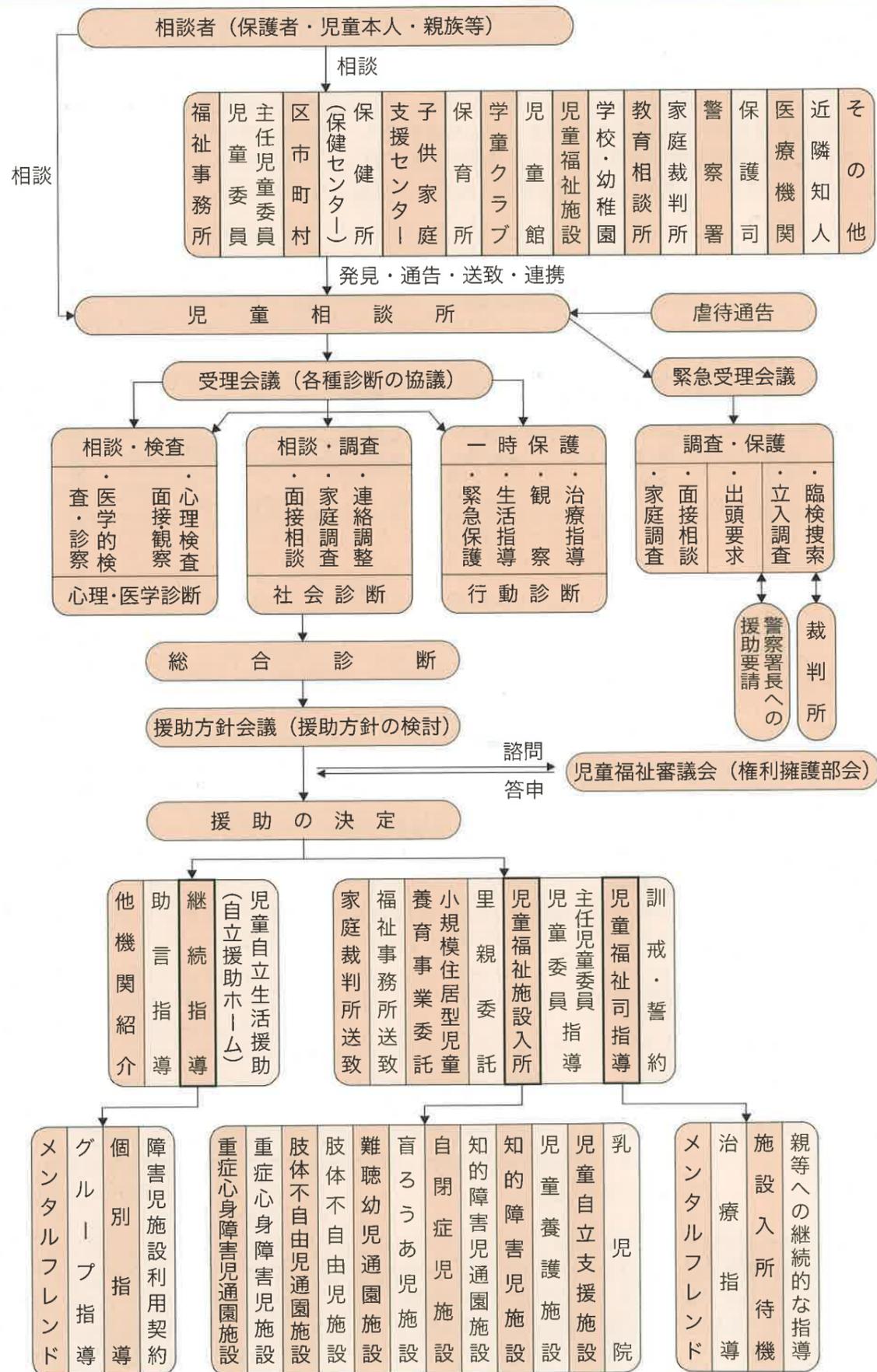
○メッセージダイヤル（年中無休・フリーダイヤル）

0120-874-376（メッセージを聴く・吹込む）

0120-874-378（吹込専用）

※携帯電話からも掛けられます。

児童相談の流れ

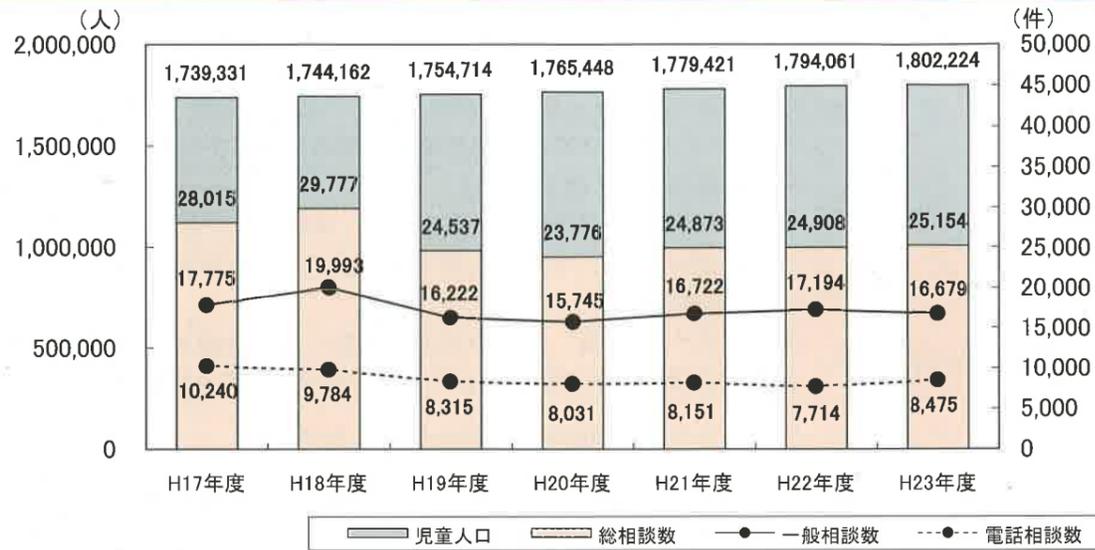


相談の種類

相談区分	内容
養護相談	虐待相談 養育困難 (保護者の家出、失踪、死亡、離婚、入院、就労及び服役等)、迷子に関する相談。養育家庭 (里親) に関する相談。
保健相談	一般的健康管理に関する相談 (乳児、早産児、虚弱児、児童の疾患、事故・ケガ等)
身体障害相談	視聴覚障害相談 盲 (弱視を含む)、ろう (難聴を含む) 等視聴覚障害を有する児童に関する相談
	言語発達障害等相談 構音障害※1、吃音、失語等音声や言語の機能障害をもつ児童、言語発達遅滞、注意欠陥障害を有する児童等に関する相談
	肢体不自由相談 肢体不自由児、運動発達の遅れに関する相談
知的障害相談	重症心身障害相談 重度の知的障害と重度の肢体不自由が重複している児童 (者) に関する相談
	知的障害相談 知的障害児に関する相談
	ことばの遅れ相談 (知的遅れ) ことばの遅れを主訴とする相談で、知的遅れによると思われる児童に関する相談
発達障害相談	自閉症、アスペルガー、ADHD (注意欠陥/多動性障害)、学習障害等の症状を呈する児童に関する相談
非行相談	ぐ犯行為等相談 虚言癖、金銭持ち出し、浪費癖、家出、浮浪、暴力、性的逸脱等のぐ犯行為※2、問題行動のある児童、警察署からぐ犯少年として通告のあった児童等に関する相談
	触法行為等相談 触法行為※3があったとして警察署から法第25条通告及び少年法第6条の6により送致のあった児童、犯罪少年※4に関して家庭裁判所から送致のあった児童等に関する相談
不登校相談	学校、幼稚園、保育所に登校 (園) できない、していない状態にある児童に関する相談
育成相談	性格行動相談 友達と遊べない、落ち着きがない、内気、緘黙※5、家庭内暴力、生活習慣の著しい逸脱等性格又は行動上の問題を有する児童に関する相談
	しつけ相談 家庭内における幼児のしつけ、遊び等に関する相談
	適性相談 学業不振、進学、就職等の進路選択に関する相談
	ことばの遅れ相談 (家庭環境) ことばの遅れを主訴とする相談で、家庭環境等言語環境の不備等によると思われる児童に関する相談
その他の相談	措置変更、在所期間延長に関する相談等

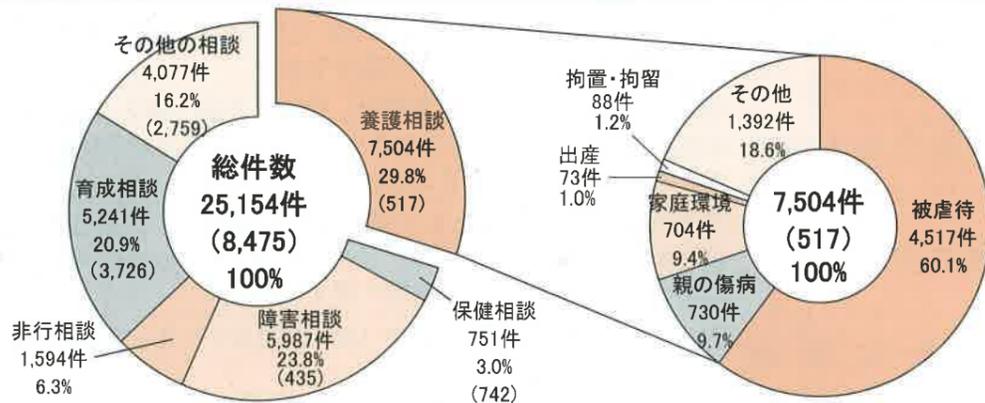
- ※1 構音障害：口唇・舌・口蓋や脳機能などの障害により、話ことばを正確・明瞭に発音できない状態をいいます。
- ※2 ぐ犯行為：保護者の正当な監督に服しない性癖のあることなど一定の事由があって、その性格または環境に照らして、将来、罪を犯す、または刑罰法令に触れるおそれのある少年の行為をいいます。
- ※3 触法行為：14歳未満で刑罰法令に触れる行為をいいます。
- ※4 犯罪少年：罪を犯した14歳以上20歳未満の少年をいいます。
- ※5 緘黙 (かんもく)：話す能力があるにもかかわらず、心理的原因等で、学校等の特定場面、あるいは生活全般で話さない状態をいいます。

東京都の児童人口、児童相談所の相談件数の推移



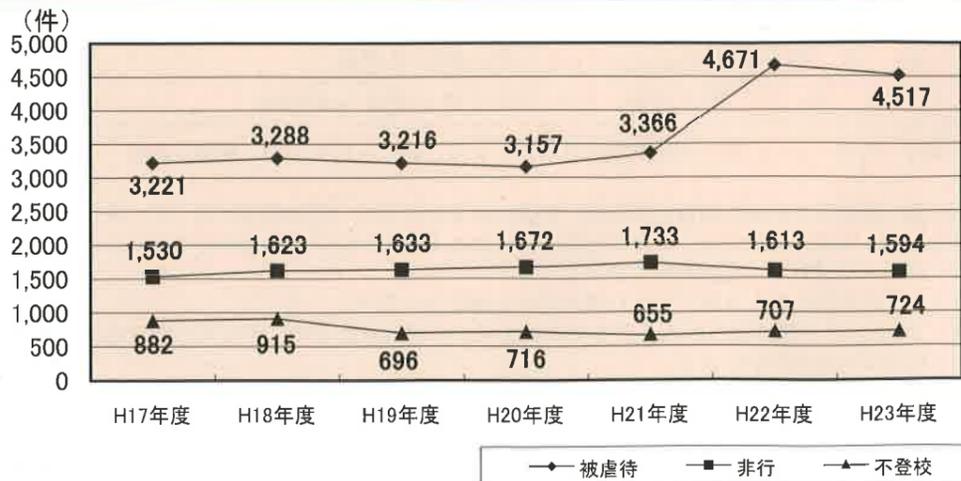
※児童人口：「住民基本台帳による東京都の世帯と人口」都総務局統計部人口統計課(各年度1月1日現在)

平成23年度東京都児童相談所相談別受理状況

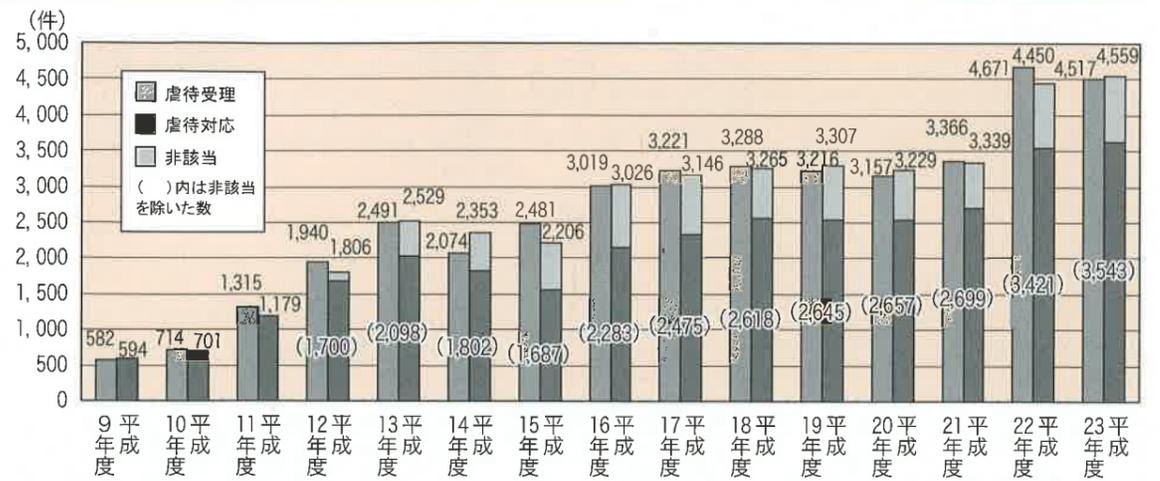


※()内は電話相談件数の再掲

被虐待・非行・不登校の相談受理状況



虐待に関する相談対応状況



※平成15年度から厚生労働省報告例の変更により、調査の結果虐待非該当となった件数も算入することとなった。(12～14年度は同様の表示とした。)

1. 経路別対応状況 (件、()内は%)

年度	家族	親戚	近隣知人	児童本人	福祉事務所	子供家庭支援センター	児童委員	保健所	医療機関	児童福祉施設等	警察等	学校	その他	計
21年度	414 (12.4)	56 (1.7)	1,167 (35.0)	67 (2.0)	29 (0.9)	473 (14.2)	11 (0.3)	8 (0.2)	108 (3.2)	50 (1.5)	283 (8.5)	328 (9.8)	345 (10.3)	3,339 (100.0)
22年度	481 (10.8)	69 (1.6)	1,651 (37.1)	125 (2.8)	25 (0.6)	726 (16.3)	11 (0.2)	20 (0.4)	147 (3.3)	66 (1.5)	372 (8.4)	359 (8.1)	398 (8.9)	4,450 (100.0)
23年度	494 (10.8)	66 (1.4)	1,686 (37.0)	111 (2.4)	19 (0.4)	719 (15.8)	13 (0.3)	8 (0.2)	205 (4.5)	44 (1.0)	358 (7.9)	334 (7.3)	502 (11.0)	4,559 (100.0)

2. 虐待内容別相談対応状況 (件、()内は%)

年度	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	保護の怠慢・拒否 (ネグレクト)	計	非該当
21年度	1,044 (38.7)	67 (2.5)	707 (26.2)	881 (32.6)	2,699 (100.0)	640
22年度	1,376 (40.2)	64 (1.9)	890 (26.0)	1,091 (31.9)	3,421 (100.0)	1,029
23年度	1,422 (40.1)	87 (2.5)	895 (25.3)	1,139 (32.1)	3,543 (100.0)	1,016

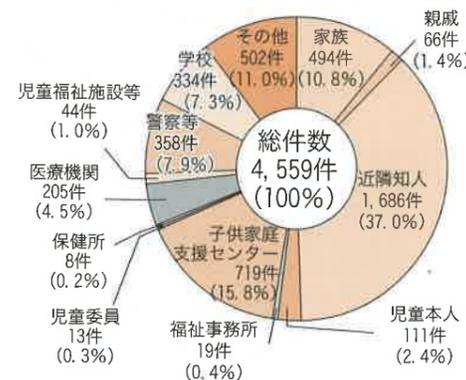
3. 年齢別相談対応状況 (件、()内は%)

年度	0～3歳未満	3～学齢前児童	小学生	中学生	高校生・その他	計
21年度	433 (16.0)	480 (17.9)	1,129 (41.8)	460 (17.0)	197 (7.3)	2,699 (100.0)
22年度	632 (18.5)	598 (17.5)	1,377 (40.2)	539 (15.8)	275 (8.0)	3,421 (100.0)
23年度	589 (16.6)	731 (20.6)	1,335 (37.7)	548 (15.5)	340 (9.6)	3,543 (100.0)

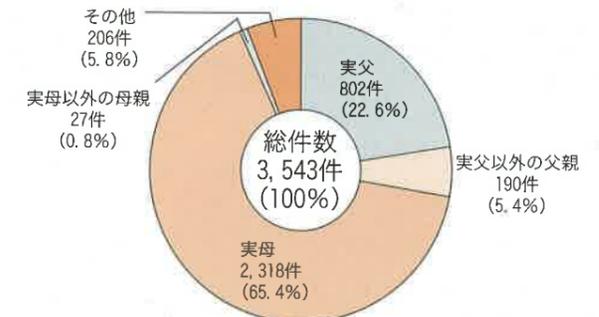
4. 主たる虐待者別状況 (件、()内は%)

年度	実父	実父以外の父親	実母	実母以外の母親	その他	計
21年度	609 (22.6)	177 (6.6)	1,734 (64.2)	36 (1.3)	143 (5.3)	2,699 (100.0)
22年度	721 (21.1)	217 (6.3)	2,245 (65.6)	35 (1.1)	203 (5.9)	3,421 (100.0)
23年度	802 (22.6)	190 (5.4)	2,318 (65.4)	27 (0.8)	206 (5.8)	3,543 (100.0)

虐待相談の経路



虐待をしている人



※非該当の1,016件を除く。

児童相談所のあんない

児童相談所名	所在地	電話	担当地域	最寄駅
児童相談センター (平成25年2月移転予定)	〒162-0052 新宿区戸山3-17-1	代表 03 (3208) 1121 電話相談室 03 (3202) 4152 FAX 03 (3205) 7158 (平成25年2月番号変更予定)	千代田区、中央区、港区、 新宿区、文京区、台東区、 渋谷区、豊島区、練馬区、 島しょ	地下鉄副都心線西早稲田 駅、JR、地下鉄東西線 若しくは西武新宿線高田 馬場駅又は新宿駅西口か ら都バス都立障害者セン ター前
墨田児童相談所	〒130-0022 墨田区江東橋1-16-10	03 (3632) 4631 FAX 03 (3635) 6741	墨田区、江東区、 江戸川区	JR又は地下鉄半蔵門線 錦糸町駅
品川児童相談所	〒140-0001 品川区北品川3-7-21	03 (3474) 5442 FAX 03 (3474) 5596	品川区、目黒区、大田区	京浜急行線新馬場駅
世田谷児童相談所	〒156-0054 世田谷区桜丘5-28-12	03 (5477) 6301 FAX 03 (5477) 6300	世田谷区、狛江市	小田急線千歳船橋駅
杉並児童相談所	〒167-0052 杉並区南荻窪4-23-6	03 (5370) 6001 FAX 03 (5370) 6005	杉並区、中野区、 武蔵野市、三鷹市	JR又は地下鉄丸ノ内線 荻窪駅
北児童相談所	〒114-0002 北区王子6-1-12	03 (3913) 5421 FAX 03 (3913) 9048	北区、荒川区、板橋区	JR王子駅、地下鉄南北 線王子神谷駅
足立児童相談所	〒123-0845 足立区西新井本町 3-8-4	03 (3854) 1181 FAX 03 (3890) 3689	足立区、葛飾区	日暮里・舎人ライナー江 北駅、東武大師線大師前 駅、又は東武伊勢崎線西 新井駅から都バス足立第 5中学校前
八王子児童相談所	〒193-0931 八王子市台町2-7-13	042 (624) 1141 FAX 042 (624) 3865	八王子市、町田市、 日野市	JR西八王子駅又は京王 線山田駅
立川児童相談所	〒190-0012 立川市曙町3-10-19	042 (523) 1321 FAX 042 (526) 0150	立川市、青梅市、昭島市、 国立市、福生市、あきる野市、 羽村市、瑞穂町、日の出町、 檜原村、奥多摩町	JR立川駅から立川バス 北口12番線北町下車、 又はJR西国立駅
小平児童相談所	〒187-0002 小平市花小金井 1-31-24	042 (467) 3711 FAX 042 (467) 5241	小平市、小金井市、東村山市、 国分寺市、西東京市、 東大和市、清瀬市、 東久留米市、武蔵村山市	西武新宿線花小金井駅
多摩児童相談所	〒206-0024 多摩市諏訪2-6	042 (372) 5600 FAX 042 (373) 6200	多摩市、府中市、調布市、 稲城市	京王相模原線京王永山駅、 又は小田急多摩線小田急 永山駅

相談窓口

	児童相談所	よいこに電話相談室	児童福祉審議会 (被措置児童等の虐待相談窓口)
電話番号	各児童相談所の電話番号 (上記参照)	よいこに 03-3202-4152 聴覚言語障害者用FAX 03-3208-1162 (平成25年2月番号変更予定)	0120-481-479 しんぼい しなくていほ
開設時間	月曜日～金曜日 午前9時～午後5時 (夜間、土・日曜日、祝日、 年末年始は児童相談センター にて対応)	月曜日～金曜日 午前9時～午後8時30分 土・日曜日、祝日 午前9時～午後5時 (12月29日～1月3日を除く)	月曜日～金曜日 午前9時～午後5時 ※携帯電話からもつながります。 (12月29日～1月3日を除く)

児童相談センター・児童相談所ホームページ
<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/jicen>
 児童相談所のしおり —2012年(平成24年)—
 平成24年7月発行 登録番号24(2)

編集・発行 東京都児童相談センター
 〒162-0052 東京都新宿区戸山3-17-1
 電 話 03 (3208) 1121 (代)
 F a x 03 (3205) 7158
 印 刷 シンソー印刷株式会社